人権集会～６月は「心のきずなを深める月間」です～

６月は熊本県・熊本市では「心のきずなを深める月間」とされています。この期間は、学校・家庭・地域が互いの役割と責任を強く自覚していじめの未然防止 推進することになっています。学校では、１３日（金）に人権集会を行いました。まず初めに社会科の先生から「子どもの権利条約」「子ども基本法」についての説明がありました。「人それぞれに自由や権利が保障されているが、大切なことはお互いの権利を侵害しないこと、尊重すること」という話をされました。人権教育主任の先生からは１２月に計画されている「子どもフォーラム」についての説明がありました。子どもたちは真剣に先生の話を聞いていました。

子ども基本法の基本理念には「差別を受けることがないこと」「教育を受ける機会が等しく与えられること」「子ども自身が意見を表明し、社会的活動に参画する機会があること」というものがあります。学校では、「子どもたちが安心安全に過ごせる学校環境の整備」「主体的に学び活動する機会の保障」を大切にしていきたいと考えています。

最後に生徒会三役のリードによって、全校生徒で「植木北中学校人権宣言」を唱和しました。

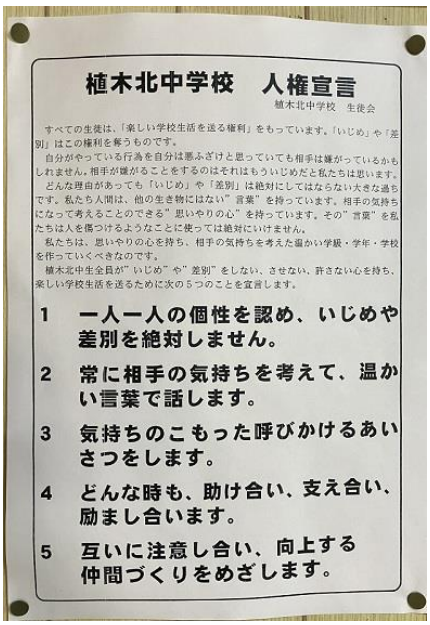

植木北中学校　人権宣言

植木北中学校　生徒会

すべての生徒は、「楽しい学校生活を送る権利」をもっています。「いじめ」や「差別」はこの権利を奪うものです。

自分がやっている行為を自分は悪ふざけと思っていても相手は嫌がっているかもしれません。相手が嫌がることをするのはそれはもういじめだと私たちは思います。

どんな理由があっても「いじめ」や「差別」は絶対にしてはならない大きな過ちです。私たち人間は、他の生き物にはない”言葉”を持っています。相手の気持ちになって考えることのできる”思いやりの心”を持っています。その”言葉”を私たちは人を傷つけるようなことに使っては絶対にいけません。

私たちは、思いやりの心を持ち、相手の気持ちを考えた温かい学級・学年・学校を作っていくべきなのです。

植木北中生全員が”いじめ”や”差別”をしない、させない、許さない心を持ち、楽しい学校生活を送るために次の５つのことを宣言します。

1　一人一人の個性を認め、いじめや差別を絶対しません。

2　常に相手の気持ちを考えて、温かい言葉で話します。

3　気持ちのこもった呼びかけるあいさつをします。

4　どんな時も、助け合い、支え合い、励まし合います。

5　互いに注意し合い、向上する仲間づくりをめざします。